

令和7年第4回農業委員会総会議事録

令和7年4月17日（木）第4回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員 16人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
	2番	赤井勝利		3番	小田正廣
				4番	西村勉
	5番	奥津賢司		6番	平利一
	8番	倉脇敏弥		9番	井藤孝久
				10番	宮本武博
11番		藤川雅	12番		小川広文
			13番		山田條一
14番		森立夫	15番		安達利延
			16番		信谷昌吾

推進委員 8人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹
		6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利
		9番	逸見則夫

欠席委員 4人

7番	奥津忠和	17番	藤本彰	3番	泉登
10番	妹尾元弘				

議事 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による許可申請について
議案第19号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 完了届について
農地法第18条第6項の規定による通知について
利用権設定中途解約合意書について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小寺 俊一
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午後 3 時 30 分)

福田主査	<p>初めに、4月の人事異動がありましたのでご紹介させていただきます。滝口局長が林業振興課長へ、小寺出納室長が農業委員会事務局長へ異動となりました。それでは、小寺局長からご挨拶を申し上げます。</p> <p>(挨拶 小寺局長)</p>
福田主査	<p>それでは総会に入ります。只今から、新見市農業委員会第4回総会を開催いたします。本日の出席は24名です。欠席は、7番奥津委員、17番藤本委員、推進3番泉委員、推進10番妹尾委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>皆様、おはようございます。本日もスムーズな進行にご協力をお願い致します。</p>
福田主査	<p>それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、10番宮本委員、11番藤川委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が6件ございました。現地確認を1番、4番、5番、6番は4月3日に行っており、2番、3番は4月2日に行っております。</p> <p>それでは、1番でございます。場所は唐松、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれます</p>

ので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当は
ございません。第6号ですが、申請地は、譲受人が所有している農地
に隣接している農地で、贈与により取得して耕作を行うことにしたも
のであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総
合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当は
ございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。確認日は4月7日、森委員、三輪推進委員、私の3
名で行いました。場所は、唐松地内国道180号線から県道に入り●
●●を渡り右側にあります。今まで譲受人が耕作されており、この度
所有権移転贈与の申請が出ました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご
質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号1番の議案に賛成
の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番
について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございます。場所は哲西町上神代、現況地目は田4筆
でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作
業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況で
ございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全
て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作
業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全て
を効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。
第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請地は、譲渡
人宅から離れており、維持管理が難しいため、申請地近くに居住する
譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周
辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな

	<p>いものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。</p>
奥津(賢)委員	<p>5番奥津です。確認日は4月9日、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で行いました。場所は、国道182号線を●●方面に行くと●●●●があった隣です。綺麗に管理されておりました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、3番でございます。場所は、大佐永富、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、農地の増反を希望している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。</p>

宮本委員	<p>10番宮本です。確認日は4月9日、山田委員、後藤推進委員、私で行いました。場所は、県道勝山線の●●●●●の近くです。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、4番でございます。場所は石蟹、現況地目は田4筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。</p>
森委員	<p>14番森です。4月7日、西村委員、三輪推進委員、私の3名で現地確認しました。場所は、●●番●、●●番●、●●番は180号線沿い●●●●から新見方面に30m先にあります。●●●番●は、●●●●から新見方面に100m進んだ所の手前にありました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問</p>

問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、5番でございます。場所は哲多町花木、現況地目は田2筆、畑5筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請当事者は親子で、親である譲渡人が高齢で耕作が難しくなったため、子である譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。

安達委員

15番安達です。確認日4月6日、小川委員、井藤委員、逸見推進委員、私の4名で行いました。親から子への贈与で問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、6番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、6番でございます。場所は哲多町花木、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請は、譲渡人の土地所有持分3分の1を、申請地近くに居住する譲受人に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。

安達委員

15番安達です。先程の5番と同じ日、4月6日に現地確認を行っております。5番に有ります●●●●番●と同じもので共有名義でございます。この共有名義の持分を買取るものです。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任	<p>次に第4条の申請につきまして、申請が1件ございました。現地確認を4月3日に行っております。それでは、1番でございます。場所は、土橋、現況地目は田1筆、畑1筆でございます。転用目的は植林で、転用理由は、申請地は、近隣も含め、長年耕作放棄地のような状態であり、耕地を掘り起こすなどのイノシシの被害も激しいため、植林を行い山林として環境を保全していくものです。期間は令和7年5月1日から令和7年6月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。11番藤川委員</p>
藤川委員	<p>11番藤川です。現地確認を4月10日に、神山委員、妹尾推進委員とで行いました。場所は、土橋地内●●●から県道北房井倉哲西線を井倉方面に50m行った所を左手側に●●●番がありました。そこから井倉方面に300m先に右手に市道へ上がる道があります。その左側に●●●●番●があります。現状は茅と古木が生えており問題ないと思えます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第16号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第5条の申請につきまして、2件申請がございました。現地確認を1番は4月2日に行っており、2番は4月3日に行っております。それでは、1番でございます。場所は千屋、現況地目は田1筆で、転用目的は資材置場です。転用理由ですが、木の伐採作業及び搬出に伴い、作業</p>

道及び原木置場としたいため。です。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。利用期間は許可日から2年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考
えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考え
ます。資金計画ですが、土地賃貸料・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番小田委員。

小田委員

3番小田です。現地確認を4月13日、兒玉推進委員と行いました。場所は、180号線から千屋の●●線に入り1キロ行ったところに●●地域があります。そこから●●線に入り突当りのところ
です。申請人は以前●●区域、●●区域を出しております。問題ないと意見が出ましたが●●区域は農道を痛めております。地権者は困っております。農業委員会は、田畑の農地だけ、農道は関係ないのかと疑問です。農道も農業委員として守ものとするなら、このような申請が出ているときには解消策が必要なのではないでしょうか。

後藤委員

現場の復元はしているだろうが、通る道は現状の回復をするように条件として謳ってないのですか。

真治主任

農業委員会として、出てきている申請地に対しての許可になるので、農道復元をしてくださいとは言っておりません。

小田委員

地元委員としては、賛成しがたい案件なので何かを付けていただきたい。

会 長

ここで休憩とします。20分までです。

～ 休憩 ～

会 長

再開します。事務局。

小寺局長

この件に関しましては、転用に関しては条件を満たしております。途中の、今回のものは市道のございます。そちらの請け人につきましては、森林伐採を目的とした通行になると思いますので、林業の方と協議し、事前にどのようなかたちがよいか、このような懸念があること

	<p>を伝えて協議していきたいと思います。事前に約束をすとか、念書を取るとかは効力があるかは不明なので難しいかと思われま。このような懸念があることを林業と協議をさせていただきたいと思いま。転用自体は別のものとして考えていただければと思いま。</p>
会 長	<p>事務局の説明ですが、これについてご意見、ご質問はございますか。</p>
小田委員	<p>3番小田です。転用を許可するから道が壊れる。今までも例がありま。その現地を確認していますか。現状が復元していますか。</p>
真治主任	<p>事務局は、完了届のものは現地確認しておりません。届に写真添付されていますので、そのもので判断しています。</p>
赤井委員	<p>申請時点に念書をもらい写真を撮り、完了した時に最初の写真と見比べて現状復元できてないようなら指導するべきではないか。</p>
奥津(賢)委員	<p>許可申請地だけの写真ですから、農道に関しては撮らなくてよいことなので分らないのではないですか。許可の受付時に他に迷惑をかけないように、壊したら修繕してください等を口頭で言うとか、書類を作成するとかちょっとしたことの付け加えての申請受付にされたらどうなのでしょう。</p>
会 長	<p>申請時に誓約書が添付されて出ていますのでこれをもって対応が可能かと考えま。それでは、他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第17号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたしま。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたしま。続きまして、2番について事務局の説明をお願いしま。</p>
真治主任	<p>次に2番でございま。場所は哲多町本郷、現況地目は畑1筆で、転用目的は作業場及び資材置場です。転用理由ですが、木材の加工場として、作業場建物の設置、屋外加工場(かこうば)及び資材置場として使用したいもの。です。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間</p>

	<p>は許可日から令和9年12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。</p>
安達委員	<p>15番安達です。確認日4月6日、小川委員、井藤委員、逸見推進委員、私の4名で行いました。場所は、本郷地内●●前から100m先にあります。畑の内で一部野菜作りされておりますが問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>構造を教えてください。</p>
真治主任	<p>骨組みが直径45ミリの鉄パイプの利用です。屋根、外壁は波鉄板です。</p>
大原委員	<p>980㎡は何に使用しますか。</p>
真治主任	<p>残りの980㎡は屋外の作業場と資材置場として使用されます。</p>
大原委員	<p>建物が140㎡で残りが作業場と資材置場ですね。一部野菜作りしているようですが。</p>
真治主任	<p>そこも作業場と資材置場に使われる予定です。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それでは、議案第17号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>

	<p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお4条5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第18号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
小寺局長	<p>今回、新規の貸付が5件でしております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条1項の各要件を充たすと考えます。1番高尾、田1筆3年使用貸借、2番高尾、田1筆3年使用貸借、3番大佐小阪部、田2筆5年使用貸借、4番哲多町矢戸、田3筆3年使用貸借、5番哲多町矢戸、田1筆3年使用貸借となっております。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を1番より順次、求めます。</p>
溝尾委員	<p>推進委員4番溝尾です。4月15日に、倉脇委員と私で現地確認しました。場所は、高尾地内●●●の前を高速道路に沿って細い道が繋がっています。その一番上手にあります。貸付人は高齢で土地の管理ができないので、新しい団地に入って来られた方が田を作りたいと申し出があり申請が出ました。1番2番は隣同士で借主も同じなので一緒に報告します。</p>
後藤委員	<p>推進委員7番後藤です。4月9日に現地確認しました。場所は、県道新見勝山線●●●●の西側にあります。以上です。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。現地確認を4月6日、井藤委員、小川委員、安達委員と私で行いました。場所は、矢戸地内●●●●から県道を蚊家方面に3キロ行った先の道沿いに4番5番ともあります。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>新規について事務局、地区委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。</p>

	<p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小寺局長	<p>再設定ですが、5番から10番までの5件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。制度のほうは、利用権設定が終了しまして中間管理事業に変更になり新規の扱いになっておりますが内容的には再設定、継続ということになっております。以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
地区委員	<p>「ありません。」</p>
会 長	<p>議案第18号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして議案第19号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回4件申請がございました。現地確認を1番、3番、4番は4月2日に行っており、2番は4月3日に行っております。</p> <p>それでは1番でございます。場所は菅生、台帳地目は田3筆、畑1筆です。現況地目は山林と原野でございます。理由は、申請地は、父から相続したものだが、父は生前農地として利用しておらず、父が亡くなった昭和61年から既に現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に2番でございます。場所は唐松、台帳地目は畑1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、昭和35年頃には居宅が建っており、現在に至るまで西隣にある自宅と一体的に利用していたもの</p>

で、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に3番でございます。場所は神郷釜村、台帳地目は田3筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、親の代は管理をしていたが、私は市外に住んでいるため管理が難しく、●●●番と●●●番●は昭和40年頃より耕作しておらず、●●●番●は平成15年頃より耕作していないため、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に4番でございます。場所は神郷釜村、台帳地目は田4筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、水源が遠く水路も破損しているため、30年以上耕作をしておらず、平成7年頃より現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会 長 この件につきまして関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員 2番赤井です。確認日は4月5日、平委員、谷岡推進委員と3名で行いました。所有者は市内に住まれてないので現況のとおりです。

会 長 1番の件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

それでは、2番の件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員 4番西村です。確認を4月7日、森委員、三輪推進委員、私としております。申請地は、唐松地内国道180号より●●●●線に入り、2キロ先の三叉路を左折し50m行ったところを右折しますと●●●●があります。その●●●●から300m進んだ先左側にあります。現在、母屋を新築するために家は取り壊され新地になっております。転用ができていないので工事が止まっている状態です。速やかに手続きを行いますのでよろしく願いいたしますとのことでした。

会 長 2番の件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようなので、3番4番の件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。

信谷委員	1 6 番信谷です。3 番 4 番一緒に説明させていただきます。確認を 4 月 6 日、仲田会長、大原推進委員としました。場所は、新見日南線の足立地区、新郷地区の中間に●●地区があります。その地区内にこの 7 筆があります。全て原野と確認しました。以上です。
会 長	3 番 4 番の件について、ご意見ご質問はございませんか。1 2 番。
小川委員	1 2 番小川です。3 番 4 番は申請者が同じで、何故、分けてあるのですか。
真治主任	申請されたのが 3 番を出された後、4 番が出てきたため、今回は申請が 2 件になっております。
会 長	その他、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ないようなので、議案第 1 9 号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定といたします。続きまして報告事項に入ります。完了届について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が 3 件でております。1 番西方地内、農地法第 4 条墓地及び参拝用地、2 番石蟹地内、農地法第 5 条分譲用宅地、3 番哲多町本郷地内、農地法第 5 条露天駐車場です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば 1 番から順次お願いします。
倉脇委員	8 番倉脇です。4 月 1 5 日に溝尾推進委員と現地確認しました。完成しておりました。
森委員	1 4 番森です。確認日は 4 月 6 日にしました。綺麗にできておりました。
安達委員	1 5 番安達です。4 月 6 日に現地確認を行っております。綺麗に整備

	されておりました。
会 長	続いて農地法第18条第6項の規定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地法第18条第6項の通知ですが、1件でしております。正田地内、借受人の死亡により耕作ができなくなったためです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。事務局の説明理由のとおりです。
会 長	続いて利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約合意書が4件でしております。1番金谷地内、病気療養中で農作業に従事できないためです。2番唐松地内、病気療養中で農作業に従事できないためです。3番哲多町成松地内、4番哲多町宮河内地内、いずれも同じ理由になっております。同じ方が、借り受けされておりました。病気療養中と理由がなっておりますが、借受人の方は2月21日に亡くなられておりますが申請は2月10日に受け付けておりますので、ご存命の時の受付になりますのでこのような理由になっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番より順次。
溝尾委員	推進委員4番溝尾です。亡くなられたので後がどうなるのか分かっていない状況です。金谷地内の下の真ん中あたりの農地で7年耕作していただいておりますが、今後は分からない状態でございます。皆さん、他のところも同じ耕作者ですので状況は同じではないかと思えます。
三輪委員	推進委員5番三輪です。確認は、4月7日にしました。問題はありません。
逸見委員	推進委員9番逸見です。4月6日に確認しました。補足説明はありません。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

事務局	「ありません。」
会 長	それでは、その他、事務局から何かありますか。
真治主任	連絡事項です。来月の総会前に農地部会の開催を予定しています。案件としましては、令和7年度の新見市農業委員会農地パトロールについてです。農地部会の方は、総会前に開催しようと思いますのでお集まりください。
福田主査	次回の総会についてご連絡いたします。5月16日（金）午前9時30分から南庁舎1階会議室1Cで開催します。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
全 員	「ありません。」
会 長	それでは、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）
<u>(閉会時刻 午後 4 時 59 分)</u>	

令和7年4月30日作成

署名委員

議長 _____

委員 _____

委員 _____